

恵庭市監査委員告示第4号  
令和5年9月14日

令和5年度監査の結果に対する措置状況の公表について

令和5年度定期監査（工事等書面）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第14項及び恵庭市監査基準第21条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北林



恵庭市監査委員 川股洋



| 区分               | 所管課等                               | 監査の結果   | 措置状況   |
|------------------|------------------------------------|---|--|
| 令和5年度定期監査（工事等書面） | 建設部建築課<br>東恵庭会館改修工事の内建築工事          | 《指摘事項》<br>・工事写真について写真の撮影漏れがあることから、チェック方法等について改善されたい。                      | ・工事写真については、北海道建設部営繕工事共通仕様書に基づき撮影しているが、今回、撮影漏れが指摘されたことから、工事定例打ち合わせ時など、改めて、工種毎に撮影漏れが無いか施工者に確認するなど、適切な写真管理に努める。 |
|                  | 水道部上水道課<br>戸磯跨線橋工事に伴う配水管布設工事（ゼロ市債） | 《指摘事項》<br>・施工計画書に記載されている工事工程において、一部写真撮影が行われていないものがあることから、適正に撮影するよう徹底されたい。 | ・請負業者に対し施工計画書に記載されている工程とおり施工するよう指導するとともに、市監督員においては、施工計画書とおり施工しているか確認することを徹底する。                               |